

蒲生フェスティバル2025 蒲生ふれあいデー 飲食・ワークショップエリア 募集要領

- 1 目 的 蒲生地区周辺で飲食の提供やハンドメイド等を制作している方を募集し、蒲生フェスティバルを通して地域住民相互の親睦を促進することを目的とする。
- 2 主 催 蒲生フェスティバル実行委員会
- 3 日 時 令和7年10月13日（月・祝）午前10時～午後3時30分（予定）
※販売は、午前10時～午後3時まで
- 4 会 場 蒲生駅東口駅前通り
- 5 内 容
 - ①会場は蒲生駅東口駅前通りとする。
 - ②出店者は、区画内に机などを置いて品物を並べ、出店者自身で販売する。
 - ③1出店者につき、テント（2.5m×2.5m）を1張貸出する。但し、出店者側でテントを持ち込む場合は出店料を1,000円減額しますが、持ち込むテントは2.5m×2.5m以下とします。
 - ④1区画の幅は3.5mとします。
- 6 取 扱 品 食品、ハンドメイド商品の販売、ハンドメイド体験
- 7 募集対象 蒲生地区内在住・在勤の方、または蒲生愛にあふれた方で、本企画の目的に賛同できる個人、グループ。また、出店は1人（1グループ）1区画とします。
- 8 募集方法 蒲生地区センターだより7月1日号、越谷市ホームページ、蒲生地区公式LINEにて募集記事を掲載。
- 9 申込方法及び期限 所定の申込用紙をご記入のうえ、令和7年7月16日（水）までに
 - ①蒲生地区センター・公民館窓口受付（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く）
 - ②蒲生地区センター・公民館へFAX（FAX：988-0963）
 - ③蒲生地区センター・公民館へメール（e-mail：gamochiku@city.koshigaya.lg.jp）①～③いずれかの方法で申し込みください。
※区画については事前説明会にてお知らせします。
- 10 出 店 料 5,000円（テント込）
※テント持ち込みの場合は、出店料を4,000円といたします。
※出店料は事前説明会にて集めます（お釣りのないようご用意をお願いします）。
※希望者には、机1台1,000円、イス1脚 500円で貸出します。
- 11 出店の決定 応募者多数の場合は、主催者で協議のうえ、出店者を決定いたします。
選考の結果は、令和7年7月22日（火）17時までにメール等でご連絡します。
※選考結果の理由について事務局へ問合せいただいてもお答えできません。
※出店箇所については主催者側で割り振ります。個別の要望にはお応えできませんのでご了承ください。

- 12 その他
- ①当日責任者は、開催期間中、テントに常駐してください。
 - ②出店終了後、必ず利用したスペースを清掃のうえ撤収してください。また、出店により出たゴミ及び売れ残った商品等は、必ず持ち帰ってください。
 - ③出店におけるトラブル、安全管理等については出店者が責任をもって対応してください。実行委員会では責任を負いかなますので、必要に応じて賠償責任保険等に参加してください。
 - ④食品の調理や販売については、現場で焼く、煮る、揚げる、蒸すなど、最終的に加熱して仕上げる料理としてください。また、生もの（肉、魚、野菜）は提供できません。
 - ⑤火気を取り扱う場合は、必ずテントごとに使用期限内の業務用消火器を設置してください（消防署による査察あり）。
※熱等で道路面や備品等に破損が生じないよう養生等を行ってください。
 - ⑥電源を使用する場合は、各自で自家発電機を用意してください。また、排気によって近隣や植栽等に支障が無いよう注意してください。
 - ⑦会場は全面禁煙となります。関係者を含め禁煙を徹底させてください。
 - ⑧その他必要なことは、蒲生フェスティバル実行委員会にて決定し、出店者へ連絡します。

13 問合せ 蒲生フェスティバル実行委員会（蒲生地区センター・公民館内）
TEL：988-0600 FAX：988-0963
e-mail：gamochiku@city.koshigaya.lg.jp

蒲生フェスティバル2025 蒲生ふれあいデー 飲食出店申込書

フリガナ				フリガナ	
店舗名				担当者名	
住所	〒				
E-mail					
電話番号	※連絡の取れる番号をご記入ください。				
FAX					
出店内容					
出店人数 ※予定	名				
販売内容 ※行が足りない場合は、別紙にて提出をお願いします。（書式自由）	商品名			価格（予定）	
火気の使用	☐ あり（消火器を必ず用意すること） ☐ なし				
電源	☐ 不要 ☐ 発電機持込				
借用備品	☐ 長机 台		☐ イス 脚		☐ テント 張
火気備品 使用燃料	機器名	燃料	使用電機 機器名 必要W数	機器名	必要W数
PR ポイント ※チラシ等で使用する場合があります、					

飲食・ワークショップエリア実施要領に同意し、出店を申し込みます。

令和7年 月 日 氏 名 _____

蒲生フェスティバル2025 蒲生ふれあいデー 飲食出店申込書

フリガナ	ヤキトリパコム		フリガナ	ガモウ タロウ	
店舗名	焼き鳥パコム		担当者名	蒲生 太郎	
住所	〒 343-0846 越谷市登戸町33-16				
E-mail	gamochiku@city.koshigaya.lg.jp				
電話番号	※連絡の取れる番号をご記入ください。 048-988-0600				
FAX	048-988-0963				
出店内容	・ 焼き鳥の販売				
出店人数 ※予定	2 名				
販売内容 ※行が足りない場合は、別紙にて提出をお願いします。（書式自由）	商品名			価格（予定）	
	もも			1本 80円	
	ねぎま			1本 100円	
	かわ			1本 80円	
	つくね			1本 90円	
	砂肝			1本 90円	
火気の使用	☒ あり（消火器を用意すること） ☐ なし				
電源	☐ 不要 ☒ 発電機持込				
借用備品	☐ 長机 台		☐ イス 脚		☒ テント 1張
火気備品 使用燃料	機器名	燃料	使用電機 機器名 必要W数	機器名	必要W数
	カセットコンロ	カセットガス		保温機	200W
				レジ	50W
PR ポイント ※チラシ等で使用する場合があります、	蒲生で100年続く焼き鳥屋です。 100年継ぎ足し使用している「こだわりのタレの味」をお楽しみください。				

飲食・ワークショップエリア実施要領に同意し、出店を申し込みます。

令和7年 7月 2日

氏 名

蒲生 太郎

飲食・ワークショップエリア出店者 注意事項

■申込みについて

- ・申込書にご記入の上
 - ①蒲生地区センター・公民館窓口へ持参
 - ②蒲生地区センター・公民館へFAX（FAX番号：988-0963）
 - ③蒲生地区センター・公民館へメール（メールアドレス：gamochiku@city.koshigaya.lg.jp）いずれかの方法で提出。【×切：7月16日（水）】
- ・出店料1ブース5,000円（テント込）
- ・テント持ち込みの場合は、出店料を4,000円といたします。
- ・テントの重りは、各自ご用意ください。（※貸出はありません）
- ・出店料は事前説明会にて集めます。お釣りのないようご用意をお願いします。
- ・希望者には、机1台1,000円、イス1脚500円で貸出します。
- ・応募者多数の場合は、主催者で協議のうえ、参加者を決定いたします。
（※参加者のみ説明会にご参加いただきます）
- ・中止になった場合を除き、原則出店料の返金はいたしません。
- ・チラシ作成用写真のご提出をお願いします。（写真がない場合は、イラスト対応となります。）
写真は、メールにて送付ください。
- ・問合せ先 蒲生フェスティバル実行委員会（蒲生地区センター・公民館内） Tel：988-0600

■事前説明会

日時：8月5日（火）午後2時から } いずれかにご参加ください。
午後7時から }

会場：蒲生地区センター・公民館 多目的ホール（3階）

内容：出店区画抽選会、前日当日のタイムスケジュール 等

■出店の注意事項

- ・出店内容によっては、出店をお断りする可能性があります。（例 生ものの販売）
- ・事故やトラブル防止のため、安全性に配慮して出店してください。
- ・会場での盗品や紛失、商品についてのトラブルは出店者自身の責任においてお願いいたします。
- ・利用期間中の会場は、常に清潔に保ち衛生に留意してください。
- ・利用期間中に発生したゴミ等は持ち帰っていただきますようお願いいたします。
- ・施設内外の建造物、設備、器具等を損傷や紛失したときは、直ちに本部へ連絡してください。
- ・法律で禁止されている物品またはイベントの品位を損なう恐れのある物品を販売しないでください。
- ・火気を使用する場合は、必ず消火器を常設してください。（スプレータイプ等、簡易的なものは不可）

■その他

- ・今後の状況等により、内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

※ 行事等主催者・代表者の方は、この資料を臨時出店に従事する方全員に配布してください。

越谷市内の行事等に伴って 食品の臨時出店を行う方へ

越谷市内の行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領及び
地域保健法(昭和22年法律第101号)第6条に基づく指導

行事等に伴って、屋台や模擬店を開いて不特定多数の方に食品の提供をする場合でも、営業とはみなされない場合には、営業許可は必要ありません。

ただし、営業許可が不要であっても、一般的な飲食店と同様に責任を伴うことを自覚し、次の事項を遵守して衛生的な食品を提供するよう心掛けてください。

1 食品を取り扱う人の注意点

- (1) 下痢をしている人や手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないこと。なお、調理に直接従事する人は、検便（腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌、赤痢菌等）を実施し、陰性であることを確認することをお勧めします。
- (2) 爪は短く切り、作業前、用便後は入念に手を洗い、消毒すること。
- (3) 清潔な衣類、帽子、マスクを着用すること。
- (4) あらかじめ決められた人以外は、食品を取り扱わないこと。
- (5) 施設が無人となることがないようにすること。

2 食品を取り扱う際の注意点

- (1) 前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないこと。
- (2) 調理は提供の直前に行い、作り置きはしないこと。
- (3) 食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に購入すること。
- (4) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温管理すること。
- (5) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないこと。
- (6) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにすること。
- (7) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないこと。
- (8) 調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため、絶対に行わないこと。
- (9) 使用する水は、食品製造用水（水道水等）であって、十分に供給できること。
- (10) 廃棄物容器は、十分な容量であって、衛生的に処理できるものを用意すること。

3 器具等を取り扱う際の注意点

- (1) バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒してから使用すること。
- (2) 食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨てのものを使用すること。

4 その他

- (1) 食中毒等の事故が発生したときは、速やかに越谷市保健所に連絡すること。
- (2) 行事等主催者は、食品を取り扱う人の中から責任者を定め、衛生管理の徹底、販売時の接客態度、苦情の対応等についても相談しておくこと。
- (3) 行事等主催者は、食品に異常な色、臭い、味等を感じたり、不審な食品を発見したときは、直ちに提供を中止し、最寄りの保健所又は警察署に連絡すること。

越谷市保健所 生活衛生課（TEL:048-973-7533・FAX:048-973-7536）

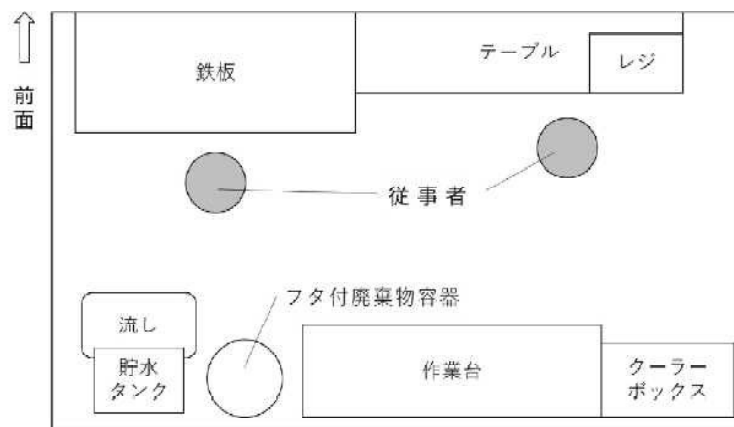
記入例

臨時出店の概要	出店番号： 1
---------	---------

臨時出店者	(例) ほけんじょ商店
取扱食品	(例) 焼きそば
食品の取扱方法 (調理工程・販売等)	1：豚肉と野菜を食べやすい大きさに切る。 2：鉄板で1を炒めた後、麺と水を入れ、ソースで味付けする。 3：プラスチック製のパックに詰めて販売する。

店舗平面図

※店舗の見取り図に、設置する設備を明示すること。



店舗内の設備等を
詳細に記入し
てください。

設備概要

- 1 設置場所 (屋内 ・ 屋外)
- 2 冷蔵設備 (冷蔵庫 ・ クーラーボックス ・ その他)
- 3 給水設備 (水道 ・ 貯水タンク ・ その他)

従事者名簿

氏 名	従事内容（調理・販売等）	検便実施の有無
(例) 越谷 次郎	調理	有
(例) 越谷 花子	販売	有
検便の実施は任意ですが、検査することをお勧めしています。		

